

令和6年度10月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和6年10月21日（月）

時間：13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 三上 孝行	2 沖田 浩		4 服部 耕二
5 種 克也	6 服部 信彦	7 椿 徹	8 片岡 里美
9 植田 眞二	10 松崎 寿昌	11 宮本 武	12 大石 幹夫
13 高木 敏彦			

出席推進委員 2名（欠席1名）

2 服部 鉄也		12 三田 誠
---------	--	---------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 事務連絡
- (2) その他

会議の概要

議 長	<p>それでは時間来たようですので、第7回の農業委員会総会の方始めていきたいと思います。今最近になってようやく気温が下がって、涼しい日がようやく訪れたんですが。まあ、まだまだ、ちょっと暑い日が続くかもしれません。稲刈りの方も順調に終わって来たような感じがします。××数の方もなんか101の予測が出て××出てるみたいですけど、まあまあ米の方もよい年だったんじゃないかなあとと思います。あと、利用状況調査の方もボチボチと提出期限が近づいて来ると思いますので。暑さも和らいだと思いますので、進めていってもらえぱっと思います。えっと、あと本日の欠席者は3番の荒木委員さんの方から欠席の届出の方が出てます。議事録署者の指名ですが、8番の片岡委員さん。9番の植田委員さんよろしくお願い致します。</p> <p>では議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について、今月は2件上程されております。事務局の方、読み上げお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。農地法第4条の規定による許可申請についてです。申請番号064-15、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積が251㎡。申請人は、〇〇〇〇さんです。転用目的ですが、駐車場及び進入路となっております。所要面積は土地造成が251㎡。駐車場2台分です。転用理由は。自宅への進入路が狭く、かつ駐車スペースがない為、駐車場として使用したいです。この土地は第2種農地です。農用地区域外となります。農地法第4条第6項ただし書きにより許可できるものと判断しております。</p> <p>続きまして、申請番号064-16。農地の所在は、雪田××、登記地目が畑、面積が18㎡。申請人は□□□□さんです。転用目的は墓碑です。所要面積は土地造成が18㎡。墓碑1基18㎡です。転用理由は、現在の墓地は山林の中にあり管理が出来ないため、自宅近くに新設したいです。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。農地法第4条第6項ただし書きにより許可できるものと判断しております。以上2件です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。事務局の方から読み上げがありまして、審議の方に入っていきたいと思いますが。まず申請番号064-15の件に関して、植田委員さん、現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。</p>
9 番	<p>はい。それでは失礼します。申請番号064-15。4条農地転用の案件についてご説明をさして頂きます。場所については、その下の2ページの地図なんですけども、左上のところはちょっと折れた関係でちょっとかぶつとりますけれども、コの字になった道路が石見中央線にあたりまして、そこが****、@@@の店舗がある位置になります。そこから、こんど¥¥¥¥の方に。もしくは※※※※の方へ200mぐらい入った所が今回の申請地となり、その道路をずーっと上りますと石見中央自治会館があつたり、元の★★★★の前を通過して農道の南線にあたるような関係位置となります。経緯につきましては、親から住宅、農地等々相続したものの正式な駐車場がありませんで、今回の申請となったような次第です。まあ、今まではこの申請地の横の方に進入路の狭い進入路があるんですが、そこへ</p>

路上止めとったようなしだいで、この度今回の申請となりました。この農地は、道路より、今言って説明した道路より1m～1m50ぐらい低い位置にある農地でございます。もう長年にわたり耕作はされずに当面家の前ですので草刈りをしながら管理をしていたというような経緯もございます。まだこの地域は地籍調査ができておりませんで、今説明がございましたように、面積が251㎡となっておりますが、実際に測量して頂いた面積は139㎡というような経緯もございます。それで今回の申請については、道路をかさ上げして駐車場を作りたいというような計画でございますので、周囲についても特にこの一体は全部〇〇さんの所有でございますし、水の排水についても川が流れておりますので特に周囲の影響はないと考えております。10月10日に申請人及び三田推進委員と同席の上で説明の通りの今、説明さしてもらった通りの事を聞き取りをさしてもらって現地調査をさしてもらいました。またチェックシート等照らしまして妥当と判断致しましたので、審議の方一つよろしくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。三田推進委員さん、付け加えることございますか？

推12番 ありません。よろしくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。先ほど説明をして頂きましたが、この件に関してご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言をお願い致します。
(意見質問なし)

議 長 ありませんか？ ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号064-15の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
(全員挙手)

議 長 はい。ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。

続きまして、申請番号064-16の件に関しまして 種委員さん。現地での調査及び聞き取り方の報告をお願い致します。

5 番 失礼を致します。申請番号064-16、説明をさせていただきます。まず場所ですが、3ページの地図にありますように□□さん宅前の道路は、農道雪田岩屋線です。地図に向かって右方向には、浜作線から上った広域農道と交わり左方向に行きますと、岩屋集落へ出て県道雪田邑南線に交わるそういう位置にあります。集落名は上雪田集落です。続きまして、概要ですが。現在の墓地ですが、地図で□□さん宅の横に点線でまっすぐ伸びている雪田林道があります。その林道沿いに埋設されております。□□さん所から、約服部推進委員と見に行ったんですが500m地点に位置しておりました。□□さんに面談すると、将来場所的に管理するのが困難。まあ、現在も大変困難なので自宅横の畑。18㎡を使用して移動という結論がでたそうです。19日11時より服部推進委員とチェックシートを参考に、現地を確認しまして自宅から100m以内の◆◆さんにも□□さんが同意をとっておられ、何も問題はない事を判断をいたしました。以上、よろしくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございます。服部推進委員さん、何か付け加えたりする事ありますか？

推2番 付け加えたりする事はございません。よろしくお願い致します。

議 長	<p>はい。ありがとうございました。ただいま説明をして頂きました。064-16の件に関しましてご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。</p> <p>(意見質問なし)</p>
議 長 ???	<p>ありませんでしょうか？</p> <p>ありません。</p>
議 長	<p>ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 064-16 の件に関しまして、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について。今月は1件上程されております。事務局の方、読み上げをお願い致します。</p>
事務局	<p>はい。農地法第5条の規定による許可についてです。申請番号が065-10。農地の所在は下亀谷××。登記地目が田。面積が724㎡。有償の所有権移転です。譲り渡し人は、△△△△さん。譲受人は、▲▲▲▲さんです。転用目的は、個人住宅で。申請理由は、賃貸住宅が手狭になったので実家に近い申請地に住宅を建築したいです。所要面積ですが、土地造成が714㎡。個人住宅が120㎡。駐車場が2台分となっております。この土地ですが第2種農地です。農用地区域除外を令和6年の8月8日に除外済みとなっております。こちらについてですが、農地法施行規則第33条第4項により許可できるものと判断しております。以上、1件です。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。では、審議の方に入りたいと思います。申請番号064-10の件に関しまして、服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。</p>
6 番	<p>お願いします。申請番号065-10についてご説明をさせていただきます。現地にはですね、先週の17日の日に、田中推進さんと2人で現地に行きまして。今回申請のですね▲▲さんでなく、このご主人の▼▼さんという方にお会いしてご説明を聞いてまいりました。で、実はこれ前々回といいますか。8月の時にちょっと案件として出て、一度取り下げられたんですけど。まあ今回もう一度▲▲▲▲さんとの名前の方で申請という事になっております。それで、まあ現状を申し上げますと、まず、あの草は刈ってあります。年に2回ぐらい刈るって言ってましたかね？だけど、ちょっと作物を作るような状態ではあまりないかなと。3年前までは野菜を作っておられたそうでございます。ただ、まあ、あの猪が頻繁にここ出る所でございまして、ほとんど作物も作らさしてもらえないような状態だという事で3年前からは、もう本当、草だけを刈ってような場所でございます。それで今回、まあ住宅という事で面積がですね。まあご覧の通り、広うございます。724㎡ですか。住宅が120。まあ駐車スペースも当然あるんですけど。まあ実は、この▲▲▲▲さんの旦那さんである農地なんですけども、お聞きになった事あると思うんですけど、##ファームという事で野菜を作ってたっしやる専業農家でございまして、まあこの地図を申し上げますと、ちょっとこれご説明し</p>

でもですね。ちょっと分かりにくいかもうんですけども、今こちら斜線がある下に \$\$ という家が道路の両サイドにあると思うんですけど、それをずっと右側の方に行きますと瑞穂中学校がある通へ出ます。ですから、今葡萄ハウスですか？が建ってる辺りだと思ってください。ちょっとですね、あのそこから脇道へ入った所なんで、国道とかそういう説明ができないんでちょっと場所がちょっと言いにくいんですけど。ですから、地図で言うと南側と言いますか、下側の方ですか。そこには葡萄のハウス、メイトハウスがあるようなイメージの場所でございます。国道の方がちょっと見えるかもしれないですけど。まあそういう所であります。それとは別なんですけど、▼▼さんは##ファームという経営されてまして、こちらの今回の物件の右側ですとか、その辺りに茄子ですとか野菜類。あとはハウスでシイタケとか、まあ色々野菜を作っておられるんですが作業小屋と倉庫がまるっきり無くてですね、今回この場所に住宅も合わせて出来た暁には、ちょっと。今あのハウスの中でやってらっしゃるような状態なんで、そういう出荷調整だとか、そういうストックする作業部屋及び倉庫がどうしても欲しいという事で、今回こちらには記載されていないんですけども、まあそういう農作業に必要な××の場所と農産物を収穫した出荷調整する場所をですね、この場所で行いたいという事でございました。ちょっと非常にこの長い部分 724 丸っと平地でないんですけど実をいいますと。まあ、法面とかこの住宅地図の右側も谷になってまして、ここはもう大きな杉が生えてまして。かなり進んで、まあ、逆に言うと日陰になるかなあと。で、どちらに家を建てても特に、これで農産物が他の畑で影響するような日照にも関係ないですし、排水もまあちょうど前にある集落排水が通ってますんで、下水の方も心配ないなど。あとチェックシートをもとに照らし合わせてチェックしても特に問題はないかなと。ちょっと数字だけでいうと、この面積が非常に広いから無駄じゃないかというような事を、ちょっと感じられるかと思うんですが、先ほどちょっと申し上げたような形で作業部屋とそういう道具収納する倉庫を、家が出来た暁にはちょっと順次作っていきたいという事でございますので、まあ若いまだこれからという農業青年の方もちょっと力を周りの人も色々いろんな面で力を貸してあげてらっしゃるといふ事をお聞きしとりますんで、何卒ちょっとよろしく検討の方お願いしたいと思ってご報告致します。よろしくお願ひ致します。

議 長

はい。ありがとうございます。田中推進委員さんは？欠席？

6 番

はい。

議 長

はい。それではあの説明をして頂きました。申請番号 065-10 の件につきまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言をお願い致します。

2 番

はい。

議 長

はい。沖田委員さん。

2 番

今、服部委員さんの方から内容について説明がありましたが。ちょっと私が思うのは、この転用事由の中に服部委員さんが委員さんが言われた、ことも含めて書いておいた方がこの議事録の中にうっては。ただ面積的に今服部委員さんが言われたように多分ちょっと課題の面積になりますので、その事も転用事由の中に

議 長	書いておかれたらと思いますけど。どうでしょうか？
事務局	はい。事務局さん。お願いします。
議 長	はい。そのようにさせて頂ければと思います。
議 長	他にございますでしょうか？
	(意見質問なし)
議 長	ないようですので採決の方に入りたいと思います。
	申請番号 065-10 の件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
議 長	はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と認められます。
	続きまして、報告第 1 号農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について、今月、3 件あります。これは、読み上げを致しません。質問があれば挙手をして質問をお願い致します。
	～ご覧中～
議 長	ないようですね？ それでは、議題の方は、以上で終わらせて頂きまして。
	続きまして、その他。
	(その他)
	(1) 事務連絡
	(2) その他
	次回の総会は、11 月 21 日 (木) 13 : 30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印